

第11回廃棄物・リサイクル小委員会

議事要旨

日時：平成16年7月23日（金）14：00～16：00

場所：経済産業省 本館17階 国際会議室

- (1) 排出事業者による廃棄物マネジメントについて
- (2) 自動車リサイクル法の施行準備状況について
- (3) その他

新委員の紹介

配布資料の確認

産業廃棄物の適正処理の徹底について

(資料3-1、3-2に基づき福永委員より説明)

(永田委員長)

- ・具体的な制度について説明して頂きたい。

(福永委員)

- ・一定規模以上の排出業者に関しては、法律で定められている事項、法律で定められていない注意事項、その他企業のCSRに関する項目等を調査項目として年1回報告して頂く。報告されたものについては広く公表していく。これらは条例の中に盛り込むことを予定している。
- ・また、処理業者に関しては、中間処理施設への搬入・搬出量、稼動状況等について、報告して頂き、処理業者の処理の実態を透明化する。こちらについても条例の中に盛り込むことを予定している。

排出事業者による廃棄物マネジメントについて

(資料4、5に基づき事務局より説明)

(郡島委員)

- ・2.26の社外向け情報発信に関して、顧客・消費者、取引先、投資家、地域住民等のステークホルダーに対する情報発信について述べているが、自治体や国への情報発信も入ってくるのではないかと。自治体や国にとってこういった情報は取りにくく、そういった情報が入ってくることによって政策決定にも活用できる。
- ・東京都の場合、一定の業界と自主協定を結び、報告を受けることになっている。今回のガイドラインは自主的な取組みとして公表することを求めているだけで、政策的に不法投棄を発見する方向に結びつかないのではないかと。東京都のように自主的協定を結ばない場合に、不適正処理や不法投棄を監視するために必要な情報をどのように収集すればよいのか。
- ・多量排出事業者に対しては減量化計画が義務付けられているが、減量化の進捗報告はあまり有効ではない。紙の上での話にならないように具体的に役立たせるための方法を考える必要がある。
- ・政策的に情報を使っていくことを考えた場合、情報の信頼性ということでは、社内監査だけで

なく、第三者認証が必要になるのではないか。

- ・ ガイドラインに従って自主的に取り組んでいるものに対しては、事故が生じたときに、厳罰を適用するのではなく、改善計画を提出させるといったソフトローの方法を採用した方がよい。このガイドラインの普及方法を政策的に考えるべきである。

(井内課長)

- ・ 情報発信の対象に国・自治体を含めるという点については、検討したい。
- ・ 第三者認証については、先の話と考えている。まだ大企業であっても社内レベルでも監査体制を構築できていない、ないしは構築できていたとしても必ずしも十分動いていないという状況である。後ほど本ガイドラインの普及方策について議論する予定だが、その際に第三者審査については、企業委員の方からも意見をいただき、ご議論頂きたい。

(角田委員)

- ・ 消費者を監査の仕組みの中に位置付けるべきである。監査をしても効果があがらない状況であり、社外の者を入れて堂々と監査をして頂きたい。消費者は、情報発信の対象としても重要だが、情報発信の前段階にも消費者が関与すべきである。
- ・ 2.19、ガバナンス構築に向けた教育・啓発活動を徹底して頂きたい。
- ・ 消費者の監視制度を工夫して考える時期である。排出事業者と処理・リサイクル業者の関係だけでなく、消費者の役割も組み込んでいくべきである。

(井内課長)

- ・ (第三者による)監査以前の問題として、情報を開示することが重要だと考え、報告書を構築している。それを社会的にどう評価するかは課題ではあるが、まず情報を出していくことで次のステップが生まれるのではないかと考える。
- ・ 普及啓発については、社内の啓発と社外の啓発の両方が考えられる。

(辰巳委員)

- ・ 消費者がどのように組み込まれるべきか。消費者が情報を受けてそれに対して意見をいうというだけではなく、仕組みの中に消費者を組み込むべきである。
- ・ これまで、manifestoの制度を導入していた企業でも問題が生じたことがある。その際でも社内で気づいた人がいたのではないか。気づいた人がものを言える、内部告発のシステムをこの中に組み込むことができればよいのではないか。

(井内課長)

- ・ ガイドラインとして全社取り組むことを推奨するのは難しくても、先進的な意欲があって取り組むことができる企業については、消費者を仕組みの中に組み込むべきだというような表現を検討したい。
- ・ 内部告発の話は、どのように書いたらよいかかわからないが、社内での監査体制のところを書けるかどうか検討したい。

(岩坂委員)

- ・ 前のガイドラインは排出事業者を大企業と中小企業に分けていたが、今回のガイドラインは大企業を対象にしているように思える。中小企業は経営者と現場との関係が近く、管理部門がない。経営者の理念も浸透しているものと思われる。このガイドラインは大企業を意識しすぎて

いないか。ガイドラインなので、各企業は（自社に適用可能な内容を）取捨選択することになるとは思うが、（中小企業にとって要求されている内容が）重いものとなっているため、中小企業でも対応できるスピーディーなものが欲しい。

- ・ 処理業者の選定のチェック項目について、自治体の許認可ではどのようなチェックシートが導入されているのか。このような細かいチェックがあれば、すべて守られた企業に許可を与えたり、処理業者のランク分けをしたりといったことに活用できる。
- ・ 産業廃棄物処理は地域差がある。Aランクの業者がいる地域もあるが、いない地域もある。地域において業者を優良処理業者に育てることも、CSRの一環と捉えられるのではないか。

（井内課長）

- ・ 大企業に網をかけて、そこから関連会社に網をかけてもらうといったことをひとつの方策として考えている。ただ、中小企業への普及広報も重要であり、エッセンスを抽出した中小企業版をつくって普及啓発したいと考えている。

（石井（邦）委員）

- ・ 環境省では産業廃棄物処理業者優良化促進事業を進めている。平成17年度を目途に、経団連等も参加して、産業廃棄物処理業者の優良品性を評価する手法等を検討している。
- ・ 本ガイドラインと優良化促進事業には共通する項目が多い。例えば、情報収集すべき項目や、事業者選定に関する項目は、優良化促進事業の重要な検討項目でもある。両事業の内容に差が出た場合、ダブルスタンダードになる。両事業が整合性を持つよう配慮して頂きたい。

（井内課長）

- ・ ダブルスタンダードにならないように配慮して、優良化事業でこのようなことが盛り込まれるのではないかとといったことを想定しながら書いており、今後、環境省で検討が進めば、それを参照にするとといった書き方にしている。

（環境省 森谷課長）

- ・ 本ガイドラインは大企業の排出事業者を中心に書かれているとの理解である。排出事業者にとって安心した処理を委託できるために必要な視点に基づきチェックリストができていると思われる。
- ・ 産業廃棄物処理事業振興財団が、かつて、格付けをしたらどうなるかということで想定したチェックリストが転載されている。
- ・ 現在の優良化促進事業における検討については、優良な処理業者の最低限のレベルはどうかといったことで進めている。
- ・ 排出事業者があつて処理業者、処理業者があつて排出事業者ということで、お互いが整合性のあるものとなるように検討する必要がある。
- ・ 優良化といった時に、求められるレベルが都道府県によって自ずと異なると思うが、環境省としては全国的な視点から考えていきたい。

（角田委員）

- ・ 「有用物として売却されたもの」とあるが、タイヤや家電の野積み等、こうしたものが不法投棄されたり、法の網の目を抜けたりしないのか。深く検討する必要があるのではないか。

（辻本補佐）

- ・ 有用物については、排出されたものを企業がきちんと管理するといった方向性にしている。
- ・ 排出したものがきちんと利用されているか確認するというのはガイドライン全体の方向性として入れたい概念であるので、漏れないようにしたい。

(永田委員長)

- ・ 廃棄物に準じる形で流れを追いかけるといったことをきちんと考える。それを強調した方がよいのではないか。

(寄本委員)

- ・ 廃棄物・リサイクル問題については、個別企業だけでなく、業界団体の役割も重要になってくる。業界団体の役割を強調すべきである。
- ・ 中京圏のある廃棄物処理業者から、業者間で情報交換したり、勉強したりする機会を行政から与えてもらいたいという意見を頂いた。

(井内課長)

- ・ 経済団体との連携を進めていきたい。
- ・ 2点目については処理事業者間のコミュニケーションについてか。

(寄本委員)

- ・ 処理業者のコミュニケーションだけではなくて、関連する異業種や行政とのコミュニケーションをする機会を増やして欲しいということである。研修会、勉強会をもっと増やして欲しいということである。

(井内課長)

- ・ 環境省と相談して検討したい。

(大久保代理)

- ・ 経営トップの役割をもっと入れてもよいのではないか。われわれの業界でも、ゼロエミッションを目指している企業等の先進的企業は、3Rに取り組む姿勢等も素晴らしいが、こうした体制は人を投入しなければできないものである。また、処理コストを減らせといわれてしまうとこうしたことはできない。一言、もっと明確に書くべきである。

(井内課長)

- ・ ご指摘頂いた問題意識で書いているが、まだ表現が弱いかもしれない。

(永田委員長)

- ・ 委員からの意見を踏まえ修正していきたい。
- ・ 大筋では合意されていると思われる。

普及方策について

(資料6に基づき事務局より説明)

(永田委員長)

- ・ 施策として活用するアイデア等もあればご意見を頂きたい。

(辰巳委員)

- ・ 企業内の生産工程から出てくる廃棄物を主にイメージしてしまい、一度消費者の手に渡り回収されたものも産業廃棄物になるといった視点が見えにくい。企業の話なので、消費者には関係無い話であるという誤解を消費者が受けないか。消費者の生活と産業廃棄物がどのように関わってくるかといったことがガイドラインの中で見えるようにして頂きたい。

(永田委員長)

- ・ 普及啓発よりは報告書本体に加える話ではないか。

(井内課長)

- ・ 2.26 の社外向け情報発信の中に、消費者への情報発信として、リサイクルに関する情報発信を盛り込む点についても触れている。

(辰巳委員)

- ・ ガイドラインからは読み取りにくい。
- ・ 環境報告書で発信したとしても、なかなか読み手が見ようとならないのではないか。消費者と産業廃棄物との関係が明確になると、商品選択の際に(企業の廃棄物・リサイクルガバナンスに対する取組み状況の)視点から商品を選ぶといったことにつながるのではないか。具体的に書いた方がよいのではないか。

(永田委員長)

- ・ 参考資料の中に具体的な事例を含めるようにすればよいかもしれない。

(坂戸委員)

- ・ ガイドラインで求められているものを、個別の中小企業が対応するのは不可能に近い。団地や組合等の組織を重視して、それらを通して(中小企業に)浸透させる方がよい。

(井内課長)

- ・ 中小企業の団体と相談したい。

(寄本委員)

- ・ 大学において、環境管理部門の専門家を教育する講座を増やすニーズはあるのか。

(井内課長)

- ・ そのような調査をしたことはない。

(寄本委員)

- ・ 環境管理部門において将来活躍するような人材を大学において養成する努力をすべきである。

(辻本補佐)

- ・ 現在環境部門を牽引している第一世代は、専門教育を受けていない人である。若い世代は環境を専門に学んできた者が増えてきている。
- ・ 昔は体系的に環境について学ぶ機会は少なかった。

(細田委員)

- ・ 将来、実践する際に、各主体のインターフェースをどのようにつなげるかが重要である。今は、排出事業者にとってのガバナンス、いわば静脈のコーポレートガバナンスを議論しており、そこに消費者や教育も含めてしまうとコーポレートガバナンスではなくなってしまう。しかし、消費者や教育との接点も重要であり、実践する際には、グリーンコンシューマーのガバナンス、教育側のガバナンスとつなげると強力的に実践される。各インターフェースをつなげる必要がある。

(永田委員長)

- ・ 本日頂いた意見について、どのように盛り込むかは事務局に整理してもらいたい。

(辻本補佐)

- ・ 経営トップの意識について、人や予算等の配慮が必要ということ盛り込ませて頂きたい。
- ・ 消費者の関係について様々なご意見を頂いているが、2.28の地域住民に対する情報発信の部分で、地域住民に対する現場見学ということで書かせて頂いているが、そこに頂いた意見を反映できるよう検討したい。実際に地元の工場を見学させるということも行っているところもあると聞いているのでそういったものも盛り込めるようにしたい。
- ・ 自治体に対する情報発信も地域に対する情報発信の中に盛り込みたい。

(永田委員長)

- ・ 情報発信について、国の話としてはなかなか難しいとは思いますが、行政の話は地域との関係で書けるということか。行政との交流の話もその中で触れるべきか。
- ・ 消費者との関係で、第三者審査への関与等、高度な取組みではあるが、先進的な取組事例を調べつつ、書いて頂きたい。

(松尾委員)

- ・ 自治体の摘発体制についても言及して頂きたい。青森・岩手についても、突然82万m<sup>3</sup>の大きな不法投棄の山ができる前に、住民から自治体へのコンタクトがあったと思われる。自治体が迅速に動けなかったために、大きな不法投棄の山ができてしまったと思われる。企業の自主的な取組みが原則ではあるが、罰則や公表を迅速に行うという、行政の積極的な心構えについて触れて頂きたい。

(井内課長)

- ・ 今回の議論は排出業者からどのように予防していくかといったものである。重要な議題ではあるが、別の場で議論されるべきものだと考える。

(永田委員長)

- ・ 交流の場を地方自治体でも有効に活用するということで書けるかもしれない。

(井内課長)

- ・ ガイドラインは排出事業者向けということで書いているので、ガイドラインとは切り離したい。頂いたご意見は今後別の検討の場で反映させて頂きたい。

(福永委員)

- ・ 東京都では、産廃Gメンや産廃スクラム27といった仕組みを導入している。

(永田委員長)

- ・ 地方自治体を取り込まれる話は別途対応せねばならない話であるが、今、排出事業者と自治体との関係という視点からは、情報交流を行う中で判明した際に対応するといったことになると思われる。

(二瓶代理)

- ・ ガイドラインの行政版も作って頂きたい。

(森田代理)

- ・ 排出事業者にもコストをきちんと支払っていただくということに触れて欲しい。排出事業者がコストをきちんと払うということになれば、不法投棄はなくなると思う。経営トップのところにもコストの話を含めて欲しい。

(永田委員長)

- ・ そこは反映させて頂きたい。

今後の取り扱いについて事務局から説明

- ・ 8月上旬に、パブリックコメントを開始、8月末までにご意見を頂くことを予定している。パブリックコメントの対象は資料4と資料5である。頂いたご意見の反映方法は内容等踏まえて永田委員長とご相談しつつ検討する。頂いたご意見については整理した上で次回小委員会で公開する予定。
- ・ 委員の皆様でご意見があれば、7月29日までにFAX等にて送付頂きたい。

自動車リサイクル法の施行準備状況について

(資料7に基づき説明)

(大久保代理)

- ・ 素材によってスクラップの価値が異なる。たとえば、アルミニウムは1台あたり100kg使っていて、スクラップは100円/kgの価値がある。1台あたりアルミニウムスクラップは1万円となる。将来、新車のLCA評価とかが採用されて、材料の構成も変わってくると思われるので、将来に向けて消費者に還元するといったことも考えて頂きたい。

(永田委員長)

- ・ 将来ではなく、今すぐ考えることであるとは思われる。

(宮本室長)

- ・ 今回の制度では、シュレッダーダストのリサイクル、フロン破壊、エアバックのリサイクルについて、リサイクル料金を徴収することになっている。車の素材として鉄を使おうとアルミニウムを使おうと変わらない。アルミニウムを使った自動車であればより高く買い取ってもらえるはずである。アルミニウムを使った場合、価値が高く、よりお金がもらえることを消費者に理解してもらうことも考えたい。

(大久保代理)

- ・ 3品目の料金といったことは理解している。

(永田委員長)

- ・ 消費者が高く売れるということで、経済原則上流れていくということになる。

(細田委員)

- ・ 3品目が対象ではあるが、前取りしているので、将来的に有価になった場合に消費者に還元することは考える必要があると思われる。
- ・ マーケットがうまくできるかといったところはチェックしなければならない。

自動車バッテリーの検討会の設置について

(井内課長)

- ・ 郵送による投票の結果、賛成多数ということで設置が可決された。

事務局より資料の公開についての確認

以上